防府市上下水道局建設工事における「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領

平成３０年３月２９日制定

（趣旨）

第１条　この要領は、別に定めのあるものを除くほか、防府市上下水道局が発注する建設工事（防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱第１条に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。）において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１６条及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第５条の規定に基づき、施工体制及び施工状況の実態を把握し、公共工事の適正な施工体制の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（点検の実施）

第２条　工事主管課長は、工事契約の適正な履行を確保するため、建設工事について以下の点検を行うものとする。

（１）　施工体制台帳等に関する点検

（２）　工事現場における施工体制の点検

（点検の対象）

第３条　前条における点検の対象となるのは、以下の工事とする。

（１）　施工体制台帳等に関する点検

下請契約を締結する全ての建設工事

（２）　工事現場における施工体制の点検

設計金額１，０００万円以上の建設工事

（点検者）

第４条　工事主管課の当該工事の工事監督員（以下、「点検者」という。）が点検を行うこととする。

（点検方法）

第５条　点検方法は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　施工体制台帳等に関する点検

点検者は、施工体制台帳等の写しが提出された場合、１次下請負人ごとに「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」により点検を行う

ものとする。また、２次下請負人以降が提出する再下請負人通知書の内容及び添付書類の写しについても、本様式に準じて点検を行うものとする。

（２）　工事現場における施工体制の点検

点検者は、下請負工事の着手後、工事施工期間中１回以上、「工事現場における施工体制の点検票」（第１号様式）により、受注者に事前通告せずに工事現場の点検を行うものとする。

（点検の評価及び指導方法）

第６条　点検の評価及び指導方法は次のとおりとする。

（１）　施工体制台帳等に関する点検

点検者は「施工体制台帳チェックリスト」の基準に基づいて項目ごと点検を行い、不適切な項目等については、受注者に対し指導を行うものとする。

（２）　工事現場における施工体制の点検

点検者は「工事現場における施工体制の点検票」の各項目ごとに点検を行うものとする。

なお、「不適」の項目がある場合は、点検者から受注者に対し口頭により是正の指示を行い、その内容を点検票に記載するものとする。また、口頭による指示で是正されない場合は、「指摘事項指示書」（第２号様式）により文書で受注者へ是正を指示するものとする。

２　前項の規定において、法令違反等の疑いがある場合又は受注者が是正措置を行わなかった場合は、工事主管課長から入札検査室長へ報告するものとする。

（その他）

第７条　工事現場等における施工体制の点検を行った場合は、工事主管課長は入札検査室長へ工事完成検査を依頼する際に、「工事現場等における施工体制の点検票」を提示するものとする。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（一部改正）

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附　則（一部改正）

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附　則（一部改正）

この要綱は、令和８年１１月１日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

施工体制台帳等の初回提出時チェックシート

工事名		受注者名	

□　建設業法及び関係法令、及び「建設業法令遵守ガイドライン」等に基づき、適正な下請契約を締結します。
（当該工事における全ての下請契約を対象として実施する場合、チェック☑してください。）

受注者は、適正な下請契約を締結するため、下請契約の締結時に本チェックシートによるセルフチェックを実施し、施工体制台帳等の初回提出時に本シートを添付してください。

1 施工体制台帳に関する事項

事　項	チェック基準等（該当項目をチェック☑）	内容（該当項目をチェック☑）	自動判定
台帳の記載事項	必要事項が記入されているか。[建設業法施行規則第14条の2第1項] 【台帳】 □　元請・一次下請間 □　作業員名簿（元請・一次下請以降全ての下請）	□　はい ・ □ いいえ	
台帳の添付書類等	添付書類は揃っているか。 【添付書類①：元請に関するもの】 □　必要な資格を証明するものの写し □　直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写し □　提出省略　※他の書類に添付して書面で提出済の場合に限る 【添付書類②：下請けに関するもの】 □　1次下請以下、すべての請負契約書の写し □　すべての再下請通知書（再下請がない場合は提出不要） 「現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届」の添付資料	□　はい ・ □ いいえ	

2 施工体系図に関する事項

事　項	チェック基準等	内容（該当項目をチェック☑）	自動判定
体系図の記載事項	必要事項が記入されているか。	□　はい ・ □ いいえ	

3 下請契約に関する事項

事　項		チェック基準等	内容（該当項目をチェック☑）	自動判定
建設業の許可区分及び配置技術者	元請	下請に付す総額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）になる場合、特定建設業の許可を有し、監理技術者等を配置しているか。	□　はい ・ □ いいえ	
	下請	下請金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）になる場合、専任の主任技術者を配置しているか。 ※特定専門工事（型枠工事・鉄筋工事）の場合、要件を満たせば配置不要とできる場合有	□　はい ・ □ いいえ	
適切な下請負人の選定		一括下請に該当するものではないか。	□　はい ・ □ いいえ	
		建設業許可の無い業者に総額500万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の下請をさせていないか。※注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額で算定するので注意	□　はい ・ □ いいえ	
対等な地位		取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いていないか（不当に低い請負代金となっていないか）。	□　はい ・ □ いいえ	
		見積条件の具体的な内容（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等）を書面で提示し、下請負人から見積書を徴取しているか。	□　はい ・ □ いいえ	
下請工事の工期		工程表と対比し適切であるか。	□　はい ・ □ いいえ	
下請契約書		建設業法第19条に定められている全ての事項（15項目）が含まれているか。	□　はい ・ □ いいえ	
支払条件	前払金	前払金がなされている場合、下請代金についても前払金がなされているか。特に資材の購入等工事の着手に必要な費用については、前払金として手当がなされているか。	□　はい ・ □ いいえ	
	支払の時期	元請が支払いを受けてから1月以内とされているか。（特定建設業者は、引渡しの申し出があってから代金の支払いまで50日以内。）	□　はい ・ □ いいえ	
	支払いの方法	支払いはできる限り現金払いとされているか。少なくとも、労務費相当分は現金払とされているか。	□　はい ・ □ いいえ	
	手形の期間	手形の期間は、60日以内とされているか。	□　はい ・ □ いいえ	
社会保険加入状況	企業	雇用保険への加入状況	□ 加入　□ 未加入　□ 適用除外	
		健康保険への加入状況	□ 加入　□ 未加入　□ 適用除外	
		厚生年金保険への加入状況	□ 加入　□ 未加入　□ 適用除外	
	現場従事者	雇用保険への加入状況（適用除外となる者を除く）	□ 全員加入　□ 一部加入又は全員未加入	
		健康保険への加入状況（適用除外となる者を除く）	□ 全員加入　□ 一部加入又は全員未加入	
		年金保険への加入状況（適用除外となる者を除く）	□ 全員加入　□ 一部加入又は全員未加入	

（注）総合評価方式において、次の①、②の項目の評価を受けている場合は履行が必要なので留意してください。

①標準見積書の活用 【対象：2次下請以降含む全ての建設業許可業者との下請契約】

・法定福利費事業主負担額が内訳明示された見積書の添付

・下請契約書の総額と見積書の総額の合致

②県内企業の下請活用 【総合評価における対象外工種、下請金額100万円未満は除く】

・県内に本社、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）

※ 判定が×となる理由と対応方針（具体的に記入）

※発注者確認欄【記入不要】

□ 市内企業の活用状況	□ 同一入札参加業者への下請負状況	□ 指名停止の状況

第1号様式

工事現場における施工体制の点検票

係	係 長	技術補佐	課長補佐	課長	報告

点検実施日	年　月　日		
工事主管課		点検者氏名	
工事名		受注者名	
工期	年　月　日～　年　月　日	請負金額	
現場代理人		主任(監理)技術者	

検査項目				適	不適
技術者の配置	現場代理人	①	当該工事の現場に常駐しているか		
		②	配置技術者選任届に記載の人物と同一か		
	主任技術者	③	当該工事に専任しているか(請負金額が金額が4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合)		
		④	配置技術者選任届に記載の人物と同一か		
	監理技術者 (下請総額が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の場合)	⑤	当該工事に専任しているか		
		⑥	配置技術者選任届に記載の人物と同一か		
		⑦	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しているか		
適切な施工体制の確保	施工体制台帳	⑧	施工体制台帳は現場に備え付けられているか		
		⑨	提出された写しと配備されている台帳は同一か		
	施工体系図	⑩	施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか		
		⑪	施工体系図に記載のない業者が作業をしていないか		
		⑫	提出された写しと掲示されている施工体系図は同一か		
	下請けの内容	⑬	下請業者の主任技術者は配置されているか		
		⑭	下請契約金額が4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合、下請業者の主任技術者は専任しているか		
		⑮	一括下請等の不適切な体制はないか		
その他	建設業許可	⑯	建設業の許可を示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されているか		
	建退共制度	⑰	建退共制度に関する標識が労働者の見やすい場所に掲示されているか		
	労災保険	⑱	労災保険関係の項目が労働者の見やすい場所に掲示されているか		
	再下請負関係	⑲	下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか		

不適であった項目の詳細及び指示内容	指示に対する是正状況
	※是正を確認した日付を記入すること。

＜裏面＞

チェック方法

1　各項目ごとに「適」「不適」のどちらかにチェックを付ける。全ての項目が「適」であれば、本点検票により点検結果を工事主管課長へ報告する。
2　「不適」があった場合は、その場で口頭により是正を指示する。その場で是正できるものについては、指示した内容等を、「不適であった項目の詳細及び指示内容」及び「指示に対する是正状況」に記入し、点検結果を工事主管課長へ報告する。
3　「不適」の項目がその場で是正できないものについては、期限を定めて是正を指示する。その場合は、点検実施時点の点検票（指示内容まで記入）を工事主管課長へ一旦、報告する。定めた期限内で是正を確認後、「指示に対する是正状況」に是正を確認した日付とともに内容等を記入し、工事主管課長へ再度、報告する。
4　口頭による指示をしても是正が見られない場合は、第3号様式により書面で是正を指示する。
5　書面による指示によっても是正が見られない場合は、工事主管課長から入札検査室長へ報告する。

項目別の点検要領

技術者の配置	現場代理人	現場代理人が現場に常駐しているかの確認を行う。なお、現場代理人の兼務を承認している場合は、適切な連絡体制が取れているかどうかを確認する。 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。
	主任技術者	請負金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合は、当該工事に専任していることをヒアリングや日報等で確認する。 なお、専任とは現場に常駐することとは異なり、他の工事現場にかかる職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場にかかる職務にのみ従事することをいう。 不在の場合は発注者への事前連絡の有無、用件・用務地を確認し、把握頻度を増やす。
	監理技術者 （下請総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合）	
適切な施工体制の確保	施工体制台帳	施工体制台帳は現場に備え付けられているか、また、再下請負通知書、下請契約書の写し等必要な書類が添付されているか確認する。（建設業法 第24条の7第1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）））
	施工体系図	施工体系図に記載のない業者が作業をしていないか、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか等について確認する。（建設業法第24条の7第4項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条） また、一括下請負の恐れがないか把握する。
	下請けの内容	特定専門工事の下請契約金額が4,500万円以上の場合、下請業者の主任技術者が配置されているか確認をする。下請契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合、下請業者の主任技術者は専任しているか確認をする。なお、確認方法等は「技術者の配置」の主任技術者、監理技術者と同様とする。
その他	建設業許可	建設業の許可票が公衆の見やすい場所に掲示されているか （建設業法 第40条、建設業法施行規則 第25条）
	建退共制度	建設業退職金共済組合への加入標識が労働者の見やすい場所に掲示されているか。 （建退共制度是正方策について（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部通知）、公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針 第2措置5(3)ハ）
	労災保険	労災保険関係成立票が現場に掲示されているか。（労働者災害補償保険法施行規則第49条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条）
	再下請負関係	再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示が行われているか。（建設業法施行規則第14条の3）

第２号様式

第　号
年　　月　　日

様

工事主管課長

指摘事項指示書

施工体制の点検の結果、下記の指摘事項について是正を指示します。

工　事　名	
点　検　者	
点検年月日	
指示年月日	
指　示　事　項	